

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要(長寿命化)

令和6年6月3日
飯塚市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				飯塚八木山地区	無	R4年度～R8年度	八木山環境保全委員会
○				穂波舍利蔵地区	無	R1年度～R6年度	舍利蔵環境保全会
○				穂波安恒地区	無	R1年度～R6年度	安恒地域資源保全会
○				穂波本谷地区	無	R6年度～R10年度	本谷資源保全会
○				穂波津原地区	無	R4年度～R8年度	津原地域農地維持保全会
○				筑穂元吉地区	無	R4年度～R8年度	筑穂元吉環境保全会
○				筑穂山口地区	無	R4年度～R8年度	山口環境保全委員会
○				筑穂阿恵地区	無	R4年度～R8年度	阿恵環境保全会